

鹿 沼 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

次のように改める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例（昭和 4 8 年鹿沼市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 狂犬病予防事務手数料の部犬の登録の項中「3, 0 0 0 円」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条の 7 第 2 項の規定により狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 4 条第 2 項の規定により交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後になされた動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条の 5 第 1 項の規定による登録又は同法第 3 9 条の 6 第 1 項の規定による変更登録（以下「登録等」という。）について適用し、同日前に登録等を行った者の申請に係る手数料については、なお従前の例による。